

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年8月6日に不適合管理委員会では審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン建屋2階空調機室で足場組み立て作業の監視業務を終了し、サービスマン建屋で休憩中に体調不良を感じたことから病院で診察を受け脱水症と診断された。熱中症・脱水症の予防として適度な水分補給、休憩を心がけるとともに必要に応じて作業環境の改善に努めるよう引き続き周知を行う。	A	8月6日公表済 (PDF81KB)

その他：33件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具センターの計測器等の校正において、トルクレンチ（A）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	工具センターの計測器等の校正において、トルクレンチ（B）に校正外れが認められたため、対応検討	C	
3	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（A）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
4	1号機	工具センターの計測器等の校正において、アウトサイドマイクロメータに機能不良が認められたため、対応検討	C	
5	1号機	工具センターの計測器等の校正において、シリンダゲージに校正外れが認められたため、対応検討	C	
6	1号機	工具センターの計測器等の校正において、トルクレンチ（C）に校正外れが認められたため、対応検討	C	
7	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（B）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
8	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（C）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
9	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（D）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
10	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（E）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
11	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（F）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
12	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（G）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
13	1号機	原子炉建屋天井クレーン月例点検において、走行用リミットスイッチレバー（2ヶ所）に変形が認められたため、当該レバーを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	
14	1号機	非常用復水器（A）系補給水入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	1号機	中央制御室制御盤リレー用透明ガラスカバー（6ヶ所）にパッキン劣化が認められたため、当該カバーを交換	D	
16	2号機	工具センターの計測器等の校正において、絶縁抵抗計（A）に校正外れが認められたため、対応検討	C	
17	2号機	工具センターの計測器等の校正において、絶縁抵抗計（B）に校正外れが認められたため、対応検討	C	
18	2号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（A）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
19	2号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（B）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
20	2号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（C）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
21	2号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ（D）に機能不良が認められたため、対応検討	C	
22	2号機	工具センターの計測器等の校正において、てこ式ダイヤルゲージに機能不良が認められたため、対応検討	C	
23	2号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）出口圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
24	3号機	工具センターの計測器等の校正において、圧力計に校正外れが認められたため、対応検討	C	
25	3号機	工具センターの計測器等の校正において、振動計に機能不良が認められたため、対応検討	C	
26	3号機	工具センターの計測器等の校正において、風速計に機能不良が認められたため、対応検討	C	
27	3号機	原子炉隔離時冷却系室局所空調機のベルト部に異音が認められたため、当該部を点検・修理	C	
28	3号機	高圧注水系室局所空調機にフィルター汚れが認められたため、当該フィルターを清掃	D	
29	4号機	原子炉建屋4階暖房用ユニットヒーター蒸気トラップバイパス弁下流側配管エルボ部において、保温材一部破損が認められたため、保温材を修理	D	
30	4号機	タービン建屋地下1階復水器C海側のストームサンプポンプにおいて、汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
31	5号機	所内ボイラ（B）内部装置取付ボルト・ナットにおいて、カジリが認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
32	6号機	スイッチギア（配電盤）室局所空調機から結露水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	C	
33	集中環境施設	高温焼却炉廃棄物供給コンベア（A）において、過負荷トリップが認められたため、当該コンベアを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで